

第2回 小樽商科大学 役員会 議事要旨

日 時：平成19年9月25日（火）9：30～10：30

場 所：学長室

出席者：秋山学長，山本理事（総務・財務担当副学長），和田理事（教育担当副学長），

欠席者：中村理事（非常勤）

陪席者：奥田副学長，池田監事（会計担当），土橋監事（業務担当），事務局長

審議に先立ち，事前に配布している議事要旨の確認と，報告事項3「平成18年度に係る業務の実績に関する評価結果（原案）」，報告事項4「アントレプレナーシップ専攻（専門職大学院）の認証評価」について，追加する旨発言があった。

議題1 就業規則等の改正について

（審議資料1-1，審議資料1-2）・・・配付

学長から，本件については，教職員の勤務に対する支援体制の一環として，本学就業規則等の育児休業等に関する規定について見直し，所要の改正を行う旨発言があった。

次いで，就業規則等の改正案について，事務局（総務課長）から審議資料1-1，1-2に基づき説明後，審議に移り，審議の結果，承認された。

なお，今後の改正スケジュールについて，学長より，過半数代表者の意見書を添付し，労働基準監督署へ届出することとなる旨説明があった。

議題2 本学における人事院勧告の取扱いについて

（審議資料2）・・・配付

学長より，本件については，8月8日に本年の人事院勧告が行われ，勧告の内容は，審議資料2（給与勧告の骨子）のとおりであり，本学は，国立大学法人であるため，人事院勧告の直接の影響を受けるものではないが，これまでの教職員に対する就業規則説明会においては，国立大学法人法で「役職員の給与については，社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならない」と規定されていることから，本学における給与の支給基準については国家公務員に準拠する旨説明してきた経緯があるとの発言があった。

次いで，本学での人事院からの給与勧告の骨子について，事務局（総務課長）から審議資料2に基づき説明後，審議に移り，審議の結果，本学における人事院勧告の取扱いについては，これまでの本学での経緯を踏まえ，国家公務員に準拠し対応することとなった。

なお，この給与勧告が政府決定された場合には，改めて，就業規則関係規程の一部改正について本会議に提案する旨説明があった。

報告事項 1 第4回～第9回教育研究評議会について

(資料なし)

学長より、第5回（平成19年7月4日開催）の「カナダ及びシンガポールの大学との協定」（カナダの「ウィニペグ大学」とシンガポールの「シンガポールマネージメント大学」）及び第8回（平成19年9月5日開催）における「韓国延世大学原州キャンパスとの協定」について、報告があった。

報告事項 2 最近のトピックスについて

(参考資料)・・・配付

学長より、本学の最近の動向について、以下の新聞記事の中心に報告があった。

- ・「室蘭工業大学」との包括協定締結と地域再生フォーラム（水素社会を目指して）
- ・小樽駅前歩道橋に横断幕設置

(追加)報告事項 3 平成18年度に係る業務の実績に関する評価結果(原案)について

(報告資料3)・・・配付

学長より、本件については、本年6月末に文部科学省に提出した「平成18年度に係る業務の実績に関する報告書」及び7月31日（火）、この実績報告書に基づく、国立大学法人評価委員会のヒアリングをうけ、評価委員会で作成された評価結果の原案であり、去る9月7日付で、本学に対し、意見照会があり、本学としては、「教員の人事評価システムを検討する組織を設置する」件で、評価委員会との見解と異なるため、報告資料3のとおり意見の申立てを行った旨報告があった。

なお、意見申立が認められるかどうかは、評価委員会の判断となるが、本学が提出した意見の申立内容については、評価結果と共に10月初旬に公表されることとなる旨併せて報告があった。

(追加)報告事項 4 アントレプレナーシップ専攻(専門職大学院)の認証評価について

(資料なし)

奥田副学長より、本学では、アントレプレナーシップ専攻（専門職大学院）については、認証評価機関が存在しないため、当初、学校教育法及び同法施行規則に基づき、外部評価委員による外部評価を実施し、認証評価機関による評価とする予定で進めていた旨発言があった。

しかしながら、去る9月21日（財）大学基準協会にて開催された「経営系専門職大学院認証評価に関する説明会」において、同協会が今年度中に文部科学省から認証評価機関としての承認をうけ、平成20年4月より、経営系専門職大学院の認証評価を実施することとなった旨説明があり、

本学においても、

- ・ 専門職大学院は、5年毎に認証評価機関による評価を受けなければならないために、来年度、この協会が実施する認証評価を受けざるを得ないこと。
- ・ 費用は、315万円（消費税込み）程度かかり、来年度の当初予算に組み込む必要があること。
- ・ 現在、アントレプレナーシップ専攻で作成している自己評価報告書については、大学基準協会が示した基準に沿って、項目、内容等を見直し、変更・追加しなければならないこと。
- ・ 外部評価委員に対し、この経緯を説明しなければならないこと。

が報告された。

なお、学長より、次回、拡大5者懇談会については、10月29日（月）開催する予定である旨発言があった。